

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
項目・申請方法等検討部会（第18回）・システム検討部会（第6回）

議事要旨

- 1 開催日時：令和8年2月24日（火）14：00～16：00
- 2 開催場所：WEB会議
- 3 議題
 - ・建設工事等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化等の方針について
 - ・地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 第2次報告書（案）について
- 4 議事概要
 - ・事務局から資料1に沿って、建設工事等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化等の方針について説明。その後、構成員と意見交換を実施。
 - ・事務局から資料2に沿って、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 第2次報告書（案）について説明。その後、構成員と意見交換を実施。

【意見】

○構成員 ●総務省

- 組織形態の変更等に伴う申請の共通化について
- 企業の合併・分割・事業譲渡等の組織再編があり、事業者が、「基準日を組織再編日とする経営事項審査（特殊経審）」を取得した場合、通常より前倒しで経審を取得することになるが、この場合の取り扱いについて検討しているか確認させていただきたい。
- 別紙5 P. 2（参考）具体の申請事由の例の各申請事由に係る必要書類（建設工事）の※書きに「総合評価値通知書については、合併登記の日を審査基準日とするもの。」と記載しており、これが特殊経審に該当するものと認識しているが、この整理についていかがか。
- 変更申請ならびに再審査申請の箇所には「※総合評価値通知書については、合併期日を審査基準日とするもの。合併期日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない場合は、合併前の関係事業者の直前の事業年度の終了する日を審査基準日とするもの。」

と記載があることから、受審していない場合も含めて取り扱いが検討されていることが確認できた。

- 組織形態変更時、変更前資格を継続認定するか、新規扱いとするかは団体により異なると考えられるが、その判断は団体の任意か。
- 組織形態変更時の資格継承の可否は、各自治体の判断でよいと考えている。すなわち、組織形態の変更に伴う申請を、「新規申請」として受け付けることとするか、「組織形態の変更等に伴う申請」として受け付けることとするかは、各自治体の任意と考えている。
- システム上、「組織形態の変更等に関する種別」のボタンからでないと、組織形態変更に伴う新規申請へ進めない認識でよいか。
- ご認識のとおり。
- 「新設合併」時、物品・役務等でも「新規申請に係る必要書類」及び「合併契約書の写し」が必要か。
- 物品・役務等でも必要となる。
- 「新規申請」と「合併等に伴う組織形態の変更等に伴う新規申請」で必要書類が異なる理解でよいか。
- ご認識のとおり、申請種別により必要書類は異なる。
- 組織形態変更に関する申請が、新規申請と重複受付されないよう、システム側で重複制御を実装していただきたい。

- 測量・建設コンサルタント等と物品・役務等の整合性について
- 資料1 P. 25の測量・建設コンサルタント等の業種の検討で、経過措置が示されているが、物品・役務等と申請内容が、一定一致する必要があるため、両者の整合性を確保した上で経過措置を検討いただきたい。

- 工程表について
- 工程表の作成時期について、おおよそ来年度の何月頃となるか。
- 規制改革実施計画等では、来年度中に措置をするという目標はあるため、来年度中に一定整理する必要があるが、作成時期は議論状況次第であり、現時点では予断を持ってお示しできない。
- 現在、申請受付および審査を行っている状況であるが、発注者、受注者共に申請受付

の事務が大きな負担になっていると改めて実感している。システムの具体的な完成時期や、段階目標が示されるだけでも、特に係員数の少ない市町村にとっては助けになるため、見通しを提示しながら進めていただきたい。

➤ 入札参加資格の共通化と自治体の独自性について

- 今回の入札参加資格の共通化の取組を受け、自治体の入札制度全体がどうなっていくのか、具体的には、共通化する部分と自治体がカスタマイズする部分について、青写真や指針があると見通しがよくなると思うが、そういった想定はあるか。
- 後続手続きまでを含めた在り方の議論は今年度は出来なかったが、まずは入札の入り口である入札参加資格審査申請を共通化するところをしっかりとやっていく必要があると認識している。
- この共通化の取組に加えて、自治体が独自に何を持つのかという観点で確認させていただいた。現状では、本取組で定めた共通の入札参加資格を持っていることが入札案件への参加資格になると理解した。
- 現行の独自性は、各自治体の個別受付を前提に成立している側面があり、受付の統一化により、現行の制度設計が維持困難となる可能性があると思う。今後の運用やシステム構築において、今回とりまとめた内容では入札参加資格審査申請の共通化が困難となった場合、例えば主観点の全国的な廃止や、申請・運用スケジュールの全国一本化といった方針転換をするようなことはあり得るか。
- 自治体、事業者の双方がメリットを感じられるようなシステム・運用を目指すという共通化の方向性は変わらない。そのうえで、地域の独自性を生かす前提は変えないが、共通化後も残し続けなければならないものなのかという視点で、必要な見直しを検討する可能性もあると考えている。
- 自治体の意思決定を国が取りまとめることとなった場合、審議する体制や法的根拠は検討されるのか。
- 現時点では法律を作って強制的に進めるといった議論はなく、自治体主体の仕組みとすることが望ましいという考えで報告書を取りまとめている。
- 地域の独自性を生かし過ぎた結果、例えば現行の受付手順に共通化画面が追加されるだけで事務負担が増えるような事態は避けるべき。制度設計自体を運用やシステム構築に合わせて見直すことも一定必要だと考える。国として自治体が拠り所とできる根拠を

示していただきたい。

- 都道府県・市町村の共通化には、独自性を排したほうが早期実現につながると考えるが、完成時期が不明であるため、まずはそこを示していただきたい。
- まずは工程表の策定に取り組む。